

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成 24 年 5 月 22 日

上記被申立人代理人弁護士

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

意 見 書

被申立人は、仲介委員からの口頭による仲介の申出案につき、以下のとおり意見を申し述べます。

1、避難の必要性

仲介委員からは、申立人らに避難の必要性が当然に存在するものとして上記仲介の申出がなされております。

しかし、申立人らが本件事故当時に居住されていた福島県いわき市は、後に自主的避難等対象区域と指定された地域であり、本件事故により避難を余儀なくされる状況にはなかったものと思料致します。

申立人ら側は、周囲の住民や商店等が退去し、かつ水道やガスが使用できない等の状況から避難する必要性が存在した旨ご説明されておられます。

しかし、上記水道やガスの供給停止は、大地震自体により直接惹起したものであり、本件原発事故によるものでは有りません。又、周囲

の住民や商店の退去についても、大地震の影響により、水道やガスが供給されなくなったことによって生じたものと推察されます。

申立人側において、被申立人に対して、避難の必要性をご主張されるのであれば、さらに本件原発事故により避難を余儀なくされた旨の具体的な説明及びその説明に関する資料等（答弁書第三の①～④部分の資料等）のご提出をお願いする次第であります。従いまして、被申立人としましては、本件申立記載の事情及び申立人側のご説明のみでは、本件事故と避難及び避難に伴う諸々の損害との相当因果関係を認めることは困難であると考えます。

2、被申立人側の今後の対応

(1) 本件申立人らが自主的避難区域内に居住されておられたことから、中間指針追補にて認められている賠償の範囲、つまり1名あたり金8万円の範囲にて賠償の対象とさせていただきます。但し、申立人■■■■様には、既に金8万円をお支払い済みであります。従いまして、■■■■様以外の申立人の方々に対し合計金24万円をお支払い致します。

(2) 中間指針追補の基準によれば、自主的避難対象者の方々には、上記のとおり原則として金8万円を上限として賠償させていただくことになっております。しかし、本件期日における仲介委員のご意見をふまえ、被申立人としましては、申立人側で上記第1項説明資料（答弁書第三①～④資料）の提出若しくはご説明をいただくことを前提に、上記基準額に加え、避難に要した移動費用として金4700円（高速料金）は認めさせていただく方針であります。尚、賃貸借契約費用については、敷金の返還の問題、賃料・保険料の日割りの問題等につきご説明をいただいた後にお支払額につき検討させていただきたいと存じます。 以上

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月4日

上記被申立人代理人弁護士

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

意見書

被申立人は、仲介委員からの口頭による再度の仲介申出案につき、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 避難の必要性

この点につきましては、被申立人側からの平成24年5月22日付意見書に記載したとおり、申立人側には本件事故と避難との間に相当因果関係を基本的に認めることができない旨を回答させていただいております。

被申立人側としましても、仲介委員のご意向を踏まえ、本件事故と申立人側の避難を行ったことの相当因果関係を認めるに足りる資料のご提出を受け、その資料の内容を精査したうえで改めて判断をしたいと考えておりますが、従前ご提出及びご説明いただいている内容から、そのような判断をすることは非常に困難であると思料致します。

申立人側において、被申立人に対して、避難の必要性をご主張され

るのであれば、さらに本件原発事故により避難を余儀なくされた旨の具体的なご説明及びそのご説明に関する資料等（答弁書第三の①～④部分の資料等）のご提出をお願いする次第であります。

2. 被申立人側の今後の対応

- (1) 本件申立人らが自主的避難区域内に居住されておられたことから、中間指針追補にて認められている賠償の範囲、つまり1名あたり金8万円の範囲にて賠償の対象とさせていただきます。但し、申立人ら4名に対して、既に合計金32万円をお支払い済みであります。
- (2) 中間指針追補の基準によれば、自主的避難対象者の方々には、上記のとおり原則として金8万円を上限として賠償させていただくことになっております。しかし、本件期日における仲介委員のご意見をふまえ、被申立人としましては、申立人側で上記第1項説明資料（答弁書第三①～④資料）の提出若しくはご説明をいただくことを前提に、上記基準額に加え、避難に要した移動費用として金4700円（高速料金）は認めさせていただく方針であります。尚、賃貸借契約費用（家賃・火災保険料等）については、敷金の返還の問題、賃料・保険料の日割りの問題等につき、仲介の申出案に至った根拠事情（中間指針・同追補・総括基準等）をお示しいただいた後にそのお支払額につき検討させていただきたいと存じます。
- (3) 謝礼部分につきましては、そもそも個人的な気持ちの表れであり、その実行や額については個人差があり一律に判断が難しい等の事情が存在しております。また、当該費用は、食料等援助に対するものが多いと見受けられますが、このような費用は避難しなくとも発生するものであります。以上の点から、当該請求につき

ましては、賠償対象とすることができないものと思料致します。

(4) 生活費増加分につきましても、前回意見書同様否認とさせていただきます。

以上

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月14日

上記被申立人代理人弁護士

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

上 申 書

被申立人は、仲介委員からの口頭による仲介の申出案につき、以下のとおり上申致します。

被申立人は、平成24年5月22日付意見書及び同年6月4日付意見書において、いずれにおいても、申立人らの避難の必要性及び避難と本件事故との相当因果関係の存在について明らかにしていただくための申立人による具体的な説明及び根拠となる資料のご提出を一貫してお願いしております。しかるに、仲介委員からの仲介の申出案のご提示にいたるまで、申立人らからは、地震で水道やガスが使用できない状況となり、かつ近所の方々も移転するようになったので生活するために避難したとのご主張がなされているに過ぎません。この申立人らのご主張によりますと、大震災によるライフラインの毀損などの事情は存在しても、本件原発事故に伴って避難を余儀なくされたとの事情をうかがい知ることができませ

ん。

これに関して、被申立人と致しましては、上記ご事情をご説明いただければ、仲介委員よりご提示いただいた①高速代金、②家賃、③火災保険料については、十分お支払いの検討余地があると考えております。

しかしながら、上記事項について、十分ご説明をいただけていない状況下においては、申立人らの避難の必要性及び本件事故との因果関係の存否を明らかにすることなく仲介委員からの仲介の申出案に具体的に回答することができません。従いまして、被申立人と致しましては、改めて、申立人より避難と本件事故との相当因果関係等を明らかにしていただくようお願い申し上げます。以上のとおり上申致します。

以上

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X外3名（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件申立に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

1、損害項目

避難費用 29万0051円

2、対象期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金29万0051円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年8月23日

（仲介委員 丸山裕司）